

○周南市低入札価格に関する事務取扱要綱運用要領

(平成23年7月19日制 定)

(令和3年4月21日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要領は、「周南市低入札価格に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）」を実施するにあたり、統一した運用を図るため詳細事項について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 要綱第4条中の「土木系工事」及び「営繕系工事」並びに第5条中の「直接工事に占める機器単体費の割合」とは、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 土木系工事

下表左欄に掲げる工事は、右欄の積算基準により積算を行った工事とする。

工事の区分	積算基準
土木等 一般工事	山口県設計標準歩掛表第I編「総則」の積算基準 (設計標準歩掛表(一般共通編)「請負工事の工事費構成」) 山口県設計標準歩掛表(港湾編) (設計標準歩掛表(港湾編)「第1部港湾土木請負工事積算基準2節積算の通則」)
	農林水産省土地改良工事積算基準(土木工事) (土地改良事業等請負工事の価格積算要綱「第3請負工事費の基本構成」) 農林水産省土地改良工事積算基準(施設機械)・「鋼橋のみ」(土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)「第4鋼橋製作架設工事1請負工事費の構成」)
	治山林道必携(積算・施工編) (森林整備保全事業設計積算要領「第3設計書の構成1積算書の構成」)
土木系 機械設備工事	山口県設計標準歩掛表第IX編「機械設備」 (設計標準歩掛表(道路編・電気(電気通信)編・河川編・機械設備編)「請負工事費の構成」)
	農林水産省土地改良工事積算基準(施設機械) (土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)「第3施設機械設備工事1請負工事費の構成」)
土木系 電気設備工事	山口県設計標準歩掛表第VII編「電気(電気通信)」 (設計標準歩掛表(道路編・電気(電気通信)編・河川編・機械設備編)「請負工事費の工事費構成」)
	農林水産省土地改良工事積算基準(施設機械) (土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)「第5電気通信設備工事1請負工事費の構成」)

(2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）
次のアからウのいずれかにより積算を行った工事とする。

- ア 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準」
（「公共建築工事積算基準」「第3工事費の構成」）
- イ 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅建築工事積算基準」
（「公共住宅建築工事積算基準」「1.2.2 工事費の構成」）
- ウ 公共住宅事業者等連絡協議会編集「公共住宅屋外整備工事積算基準」
（「公共住宅屋外整備工事積算基準」「1.2.2 工事費の構成」）

(3) 直接工事費に占める機器単体費の割合

機器に該当するものは、設計書の本工事費内訳表において、機器に係る製品単価と取り付け労務費等に分類して明示することとし、製品単価に係る合計額のみを機器単体費とする。

この機器単体費を直接工事費で除して算出される値を直接工事費に占める機器単体費の割合とする。

（土木等一般工事（鋼橋製作が含まれる場合）、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事における読替え）

第3条 土木等一般工事（鋼橋製作が含まれる場合）、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事における要綱中の「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費」については、次の各号に掲げる区分のとおり読み替える。

(1) 土木等一般工事（鋼橋製作が含まれる場合）

- ア 直接工事費 = (工場製作原価中の直接工事費又は直接製作費＋架設工事原価中の直接工事費)
- イ 共通仮設費 = (工場製作中の間接労務費＋架設工事中の共通仮設費)
- ウ 現場管理費 = (工場製作中の工場管理費＋架設工事中の現場管理費)
- エ 一般管理費 = (工事価格中の一般管理費等)

(2) 土木系機械設備工事

- ア 直接工事費 = (製作原価又は製作工事原価中の直接製作費＋据付工事原価中の直接工事費)
- イ 共通仮設費 = (製作原価中の間接労務費＋据付工事原価中の共通仮設費)
- ウ 現場管理費 = (製作原価中の工場管理費＋据付工事原価中の現場管理費＋据付工事原価中の据付間接費＋工事原価中の設計技術費)
- エ 一般管理費 = (工事価格中の一般管理費等)

(3) 土木系電気設備工事

- ア 山口県設計標準歩掛表を適用した場合
 - a 直接工事費 = (工事価格中の機器単体費＋工事原価中の直接工事費)
 - b 共通仮設費 = (工事原価中の共通仮設費)
 - c 現場管理費 = (工事原価中の現場管理費＋工事原価中の機器間接費)
 - d 一般管理費 = (工事費中の一般管理費等)

イ 農林水産省土地改良工事積算基準を適用した場合

- a 直接工事費 = (製作工事価格中の機器単体費＋据付工事原価中の直接工事費)
- b 共通仮設費 = (据付工事原価中の共通仮設費)
- c 現場管理費 = (据付工事原価中の現場管理費＋据付工事原価中の機器間接費)
- d 一般管理費 = (据付工事価格中の一般管理費等)

(農林水産省土地改良工事積算基準における「一括計上価格」を含む場合の読替え)

第4条 農林土木工事については、使用している積算システムの仕様により、積算内訳書に「一括計上価格」という項目が含まれる場合があり、次のとおり読み替える。

なお、一括計上価格とは、諸経費込みの価格であり、積算上は諸経費対象外として扱う項目を指す。

直接工事費 = (工事原価中の直接工事費＋一括計上価格)

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月1日から施行する。